

## 令和8年度「30年目のラブレターin うわじま」PR業務仕様書

### 1 名称

令和8年度「30年目のラブレターin うわじま」PR業務（以下、「本業務」という。）

### 2 目的

本業務は、真珠が育つ歳月を夫婦の軌跡に重ねた「ラブレター」にまつわる企画の実施を通じて、宇和島真珠のブランド価値や「真珠のまち宇和島」としての認知度向上を図るとともに、宇和島市（以下、「本市」という。）のキャッチコピー「ココロまじわうトコロ」が掲げる、「日々の暮らしの豊かさの中で人と人が関わり合い、心が通い合うまち」の実現を目指すことを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

### 4 業務の内容

#### (1) 広報・募集に係るデジタルマーケティングの実施

本市では、全国の結婚30年目（＝真珠婚）を迎える夫婦及び新婚夫婦を対象に、パートナーへの日頃言えない感謝や想いをつづったラブレター作品を募集し、審査・表彰等を行う「30年目のラブレターin うわじま」を「表1」のとおり実施している。

受託者は、作品の募集・受付に関する業務のうち、広報・募集に係るデジタルマーケティングを「表2」にもとづき実施すること（詳細は本市と協議の上、決定）。

なお、募集用WEBページ等の制作や、応募作品の受付・管理などは本市が行うが、受託者も本市が行うラブレターの作品募集活動について協力すること。

【表1】「30年目のラブレターin うわじま」の概要

募集期間	令和8年7月～9月末
応募資格	・「30年目のラブレター」部門 平成7年1月～平成9年12月に結婚した全国の夫婦 ・「新婚夫婦のラブレター」部門 令和7年1月以降に結婚した全国の夫婦
応募方法	必要事項が添えられたラブレターを郵送またはメールで応募
様式規定	様式自由、作品タイトルを含めて1,000字以内
必要事項	応募者氏名（ペンネーム不可）、夫の氏名（ふりがな）・年齢、妻の氏名（ふりがな）・年齢、結婚年月日、郵便番号、住所、電話番号、何を見て応募したか、作品タイトル、2人の写真
目標応募数	・「30年目のラブレター」部門：50作品 ・「新婚夫婦のラブレター」部門：25作品
審査時期	令和8年10月上旬（予定）
表彰・副賞	・「30年目のラブレター」部門 優秀賞：1組 二度目のハネムーン（2泊3日宇和島観光旅行旅費）

	<p>宇和島真珠製品 2 個 (60,000 円相当)</p> <p>特別賞：1 組</p> <p>宇和島真珠製品 (30,000 円相当)</p> <p>入選：3 組</p> <p>宇和島真珠製品 (10,000 円相当)</p> <p>・「新婚夫婦のラブレター」部門</p> <p>特別賞：1 組</p> <p>宇和島真珠製品 (30,000 円相当)</p> <p>入選：2 組</p> <p>宇和島真珠製品 (10,000 円相当)</p>
--	--

【表 2】 デジタルマーケティングの概要

制 作 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラブレター募集にかかる画像及びテキスト広告記事を制作し、<u>本業務の「2 目的」の内容に沿った募集広告記事のイメージを提案すること。</u></li> <li>・制作に必要な画像等は受託者が用意するが、本市が持つ画像を提供することも可能とする。</li> </ul>
配 信 期 間	募集期間にあわせて実施し、詳細は受託者と協議して決定
ターゲット層	<p>以下の属性を設定しているが、本企画に親和性の高い志向を持つ層を<u>ペルソナ</u>として設定し、<u>提案すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住地：東京・大阪を中心とする関東・関西エリア</li> <li>・年 代：「30 年目のラブレター」部門 50～60 代の男女 「新婚夫婦のラブレター」部門 20～30 代の男女</li> </ul>
ランディングページ	市公式ホームページ内に設置した募集用 WEB ページをランディングページとすること
配 信 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディスプレイ広告や検索連動型広告 (Google や Yahoo! など)、SNS (Facebook・Instagram) 広告など、複数の広告を組み合わせることを想定しているが、<u>より効果的な広告配信となる手段・方法を具体的に提案すること。</u></li> <li>・広告配信にあたっては適切な事前設定 (ビジネスプロフィール) を行い、提供されるアカウント情報は第三者に漏れないよう厳重に管理すること。</li> </ul>
配 信 結 果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の広告を実施した結果の検証・分析を行い、その結果と効果向上を含めて報告すること。</li> <li>・結果の報告にあわせて効果向上につながる改善提案を行うこと。</li> <li>・PV 数、クリック数、クリック率等の結果を項目別に報告すること。</li> <li>・配信期間の半分を経過した際に、中間報告書を提出すること。</li> <li>・中間報告時や成果報告時など、必要に応じて本市に内容の説明と協議を行うこと。</li> </ul>

(2) 副賞の手配・納品

ア 副賞の手配

- ・受託者は被表彰者に渡す副賞を手配すること。
- ・副賞の宇和島真珠製品は必ず宇和島市内の事業者から購入すること。
- ・受託者が手配する副賞の「二度目のハネムーン」は「表3」のとおりとする（詳細は受託者と協議の上、決定）。

【表3】二度目のハネムーン

実施時期	令和8年11月～令和9年2月までの2泊3日
行程	<p>以下を標準的なスケジュールとして想定しているが、被表彰者の居住地や状況を考慮し、宇和島の魅力を体感でき、かつ参加しやすい行程を設定すること。</p> <p><b>【1日目】</b></p> <p>～16:00 JR 宇和島駅到着</p> <p>16:30～17:00 宇和島真珠贈呈式（宇和島市役所）</p> <p>17:00～ パールエステ、衣装合わせ（市内美容室）</p> <p><b>【2日目】</b></p> <p>09:00～12:00 ヘアメイク・衣装着付け（市内美容室） 記念写真撮影（市内施設等）</p> <p>12:00～13:00 昼食（市内飲食店）</p> <p>13:30～17:00 市内観光</p> <p>18:00～21:00 夕食（市内飲食店）</p> <p><b>【3日目】</b></p> <p>～12:00 自由観光</p> <p>12:00～ JR 宇和島駅出発</p>
手配人数	1組2名分
旅券等の手配	<p>以下の旅券を手配すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇和島市と被表彰者の居住地域を結ぶ往復航空券</li> <li>・市内2泊分のホテル宿泊券</li> <li>・電車・バス等の公共交通機関の乗車券</li> </ul>
市内観光等の手配	<p>以下の交通手段・食事・体験等を手配すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①大型タクシー</li> <li>②パールエステ（女性1名分）</li> <li>③記念写真撮影 <ul style="list-style-type: none"> <li>・洋装（ドレス・タキシード等）及びヘアメイクの手配</li> <li>・記念写真撮影の実施及び記念フォトキャンバスの制作</li> </ul> </li> <li>④2日目の昼食の手配 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「宇和島鯛めし」提供店とすること</li> </ul> </li> <li>⑤2日目の午後の市内観光 <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者が本市の魅力を実感できるスポットを訪問し、見学・体験等を実</li> </ul> </li> </ol>

	<p>施すること。</p> <p>⑥ 2日目の夕食</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の郷土料理を提供する市内飲食店の手配</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者は、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）等の関係法令を遵守し、行程の企画・手配を行うこと。市・関係団体等との調整・連携を十分に図ること。</li> <li>・ツアー行程について資料を作成・印刷し、参加者に配付すること。なお、配付資料は、事前に本市の確認を受けること。</li> <li>・運営管理者（1人以上）が同行すること。</li> <li>・参加者には旅行保険を掛けること。</li> <li>・ツアーの様子を写真で撮影し、記録すること。</li> <li>・撮影した写真を本業務の周知のために利用する場合があること、また報道機関からの取材を受ける可能性があることについて事前に了解を得ておくこと。</li> </ul>

イ 真珠製品の包装等

- ・副賞の真珠製品は紙箱等開閉可能な包装とし、熨斗等は不要とする。

ウ 納品場所・納品期限

- ・副賞及び「二度目のハネムーン」時の制作物の納品場所・納品期限は「表 4」及び「表 5」のとおりとする。

【表 4】副賞の納品場所・納品期限

副賞の種類	納品場所	納品期限
二度目のハネムーンの旅券	被表彰者の住所	出発日の 1 週間前まで
宇和島真珠製品（60,000 円分）	宇和島市役所商工観光課	二度目のハネムーン実施日の 1 週間前まで
上記以外の「宇和島真珠製品」	被表彰者の住所	被表彰者決定後 1 か月以内

【表 5】「二度目のハネムーン」時の制作物

制作物	仕様・規格	数量	納品場所	納品期限
記念フォトキャンバス	W350mm×H250mm×D20mm 程度、キャンバス地、フルカラー	1 組分	被表彰者の住所	二度目のハネムーン実施日の 1 か月後
記念撮影写真データ	CD-RW または DVD-RW などの外部記憶媒体、Jpeg 形式、解像度 300dpi 以上、画素数 1,500 万画素数以上。編集可能な設定とすること	1 組分		

### (3) 広報宣伝媒体の制作

本業務の周知等に使える広報宣伝媒体として、以下を制作すること。

#### ア プロモーション動画

- ・スマートフォンでの視聴を想定した縦型かつ1分程度のプロモーション動画を制作すること。
- ・制作本数は1本とし、制作したプロモーション動画を元に、15秒の広告配信用動画を3本制作すること。
- ・動画の内容については、副賞の「二度目のハネムーン」の様子を撮影したものとするが、絵コンテなどで具体的なイメージが想起できる形で提案すること。
- ・制作する動画は、「4（1）募集・受付等業務」に記載されている「デジタルマーケティング」で示すターゲット層に対し、本業務の周知として利用でき、かつ「2 目的」の内容に沿ったものとするほか、観光プロモーションでの利用も想定している。
- ・映像やBGMなど著作権等の権利関係の問題が発生しないようにすること。また、被表彰者以外にも許諾が必要な場合は、受託者において手続きをすること。

#### イ その他の広報宣伝媒体（自由提案）

- ・本業務の目的や作品募集の周知としてより効果的と思われる広報宣伝媒体があれば、それを使ったプロモーション展開例をあわせて追加提案すること。
- ・提案にあたっては、提案限度額の範囲内において実施できる部分がどこなのかがわかるように明示すること。

## 5 実施体制

本業務を履行するにあたり、以下の事項に留意すること。

- (1) 作業が円滑に進むよう窓口担当者等を配置し、各担当者と連携できる組織体制を整備して本市に明示すること。
- (2) 事業全体のスケジュールを作成のうえ、進捗管理を適切に行いながら、スケジュールに沿って履行すること。

## 6 成果品の納品

### (1) 納品物

- ①業務完了報告書（様式は別途、市が指定する）
- ②業務報告書（A4版：任意形式）
- ③撮影写真（解像度300dpi以上、画素数1,500万画素数以上）や制作物一式のデータを収めた電子媒体（DVD-R等）

### (2) 提出期限

令和9年3月26日（金）

### (3) 納品場所

宇和島市役所 産業経済部 商工観光課

## 7 委託料の支払い

### (1) 委託契約額の確定

「二度目のハネムーン」時における被表彰者の往復旅費については、契約締結時に前もって確定させることが困難であるため、宇和島市と東京都（東京駅起点）間で算定し、業務完了時に実績に基づいて精算を行い、委託契約額を確定するものとする。

### (2) 委託料の支払い

業務完了後、適正な請求のあった日から 30 日以内に支払うこととする。

## 8 その他留意事項

### (1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託、もしくは請け負わせることはできない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。

### (2) 報告

受託者は随時、業務の進捗状況について本市に報告することとし、協議確認をとりながら業務を進めるものとする。

### (3) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）上の諸権利の帰属

成果品に対する著作権法第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定するこれらの権利は本市に帰属する。

### (4) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害している場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

### (5) 秘密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合も含む）を通じて知り得た秘密を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (6) 個人情報の保護

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、宇和島市個人情報に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 28 号）及びその他関係法令等並びに別紙の個人情報の取り扱いに関する特記事項仕様書に基づき、適正に管理し、取り扱うこととする。

### (7) その他

本仕様書に定めのない事項やその内容の解釈に疑義が生じた場合は、本市と受託者で協議のうえ決定するものとする。